

鳥取市
デジタルトランスフォーメーション（DX）
推進方針

（第7版）

令和4年4月改訂

鳥 取 市

目 次

第1章 方針の基本的な考え方.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 方針の位置づけ.....	1
3 方針の期間.....	3
第2章 国・県の動向.....	4
1 国の動向.....	4
(1) Society5.0の実現.....	4
(2) デジタル社会の実現に向けた改革.....	4
2 県の動向.....	8
第3章 DX推進によりめざすまちづくり.....	9
1 基本理念.....	9
2 めざす将来像.....	9
3 DXに取り組む基本姿勢.....	10
(1) 市民が実感できるデジタル化.....	10
(2) 市民等との協働・連携によるデジタル化.....	10
(3) データ利活用の推進.....	10
第4章 基本方針.....	11
[柱1] 地域社会のDXの推進.....	12
(方向1) デジタル技術を活用した持続可能なまちづくりの推進.....	12
[柱2] 行政のDXの推進.....	15
(方向1) 行政手続のオンライン化の推進.....	15
(方向2) 情報発信のデジタル化の推進.....	17
(方向3) デジタル化による業務改革の推進.....	19
(方向4) セキュリティ対策の推進.....	21
(方向5) 情報システムの最適化.....	23
[柱3] デジタル社会の基盤づくりの推進.....	25
(方向1) 情報通信基盤の確保・充実.....	25
(方向2) データ利活用の推進.....	27
(方向3) マイナンバーカードの普及・活用の推進.....	29
(方向4) デジタルデバйд対策の推進.....	30
(方向5) デジタル人材・ICT事業者の育成.....	31

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制.....	33
2 進行管理と評価.....	33

付属資料

1 用語解説.....	34
2 これまでの情報化施策の成果.....	37

1 策定の趣旨

本市のデジタル化については、平成13年12月に「鳥取市IT推進行動計画」を策定し、情報通信基盤整備から各種情報システムの導入・利活用へと取り組んできました。その後、情報化施策等の見直しと名称変更を行い、平成18年3月に「鳥取市情報化推進方針」を策定し、令和元年度までの間に、ケーブルテレビ網などの情報通信基盤整備をはじめ、主要公共施設への公衆無線LAN¹の整備、マイナンバー制度²への対応、さらには、市役所新本庁舎への移転に伴う業務システムの再構築など、本市の情報化と行政サービスの向上に取り組んできました。さらに、令和2年度からは「スマート自治体への転換」を基本理念とする「鳥取市情報化推進方針」（第6版）を策定し、行政手続のオンライン化やAI³・RPA⁴を活用した業務効率化など、デジタル技術を活用した「安心して利便性の高い市民生活」と「質の高い行政」の実現に向けて、様々な取組を推進してきました。

一方、令和2年からの新型コロナウイルスの感染拡大を契機に社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなりました。国においては、行政のデジタル化の遅れに対処するとともに、社会全体のデジタル化を推進することで、多くの課題の解決や経済成長につなげることをめざし、デジタル改革関連法の制定や、改革の司令塔となるデジタル庁を設置するなど、官民をあげたデジタル化の取組を加速させています。

また、本市においては、令和3年度から始まった「第11次鳥取市総合計画」において、教育や福祉、商工業、農林水産業などの全ての施策と市政運営にSociety5.0の視点を取り入れ、デジタル技術を活用して課題解決や地域活性化に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、本市の地域社会と行政の制度や政策、仕組みなどをデジタルトランスフォーメーション⁵により変革し、本市の明るい未来を切り拓くため、「鳥取市情報化推進方針（第6版）」を改訂し、「鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第7版）」として策定します。

2 方針の位置づけ

本方針は、本市の地域社会と行政の制度や政策、仕組みなどの変革を、DXにより着実かつ効果的に推進するための基本理念やめざす将来像、その実施に向けての基本方針などを明らかにするものです。

また、本方針は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づく「市町村官民データ活用推進計画⁶」としても位置付けるものとします。

¹ 公衆無線LAN：無線接続によるインターネット利用環境。

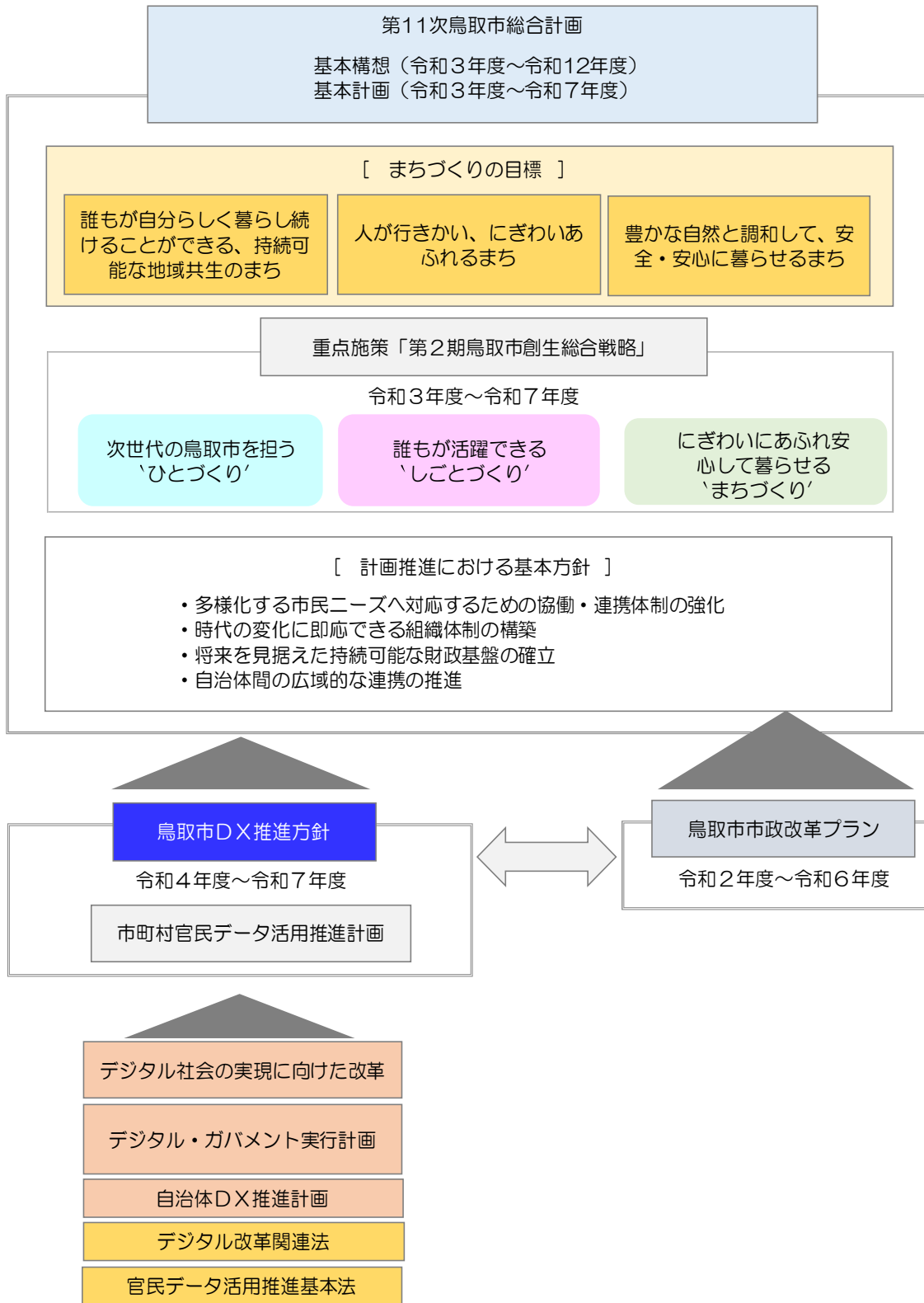
² マイナンバー制度：マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤で、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

³ AI：Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。

⁴ RPA：Robotic Process Automationの略でソフトウェア・ロボットによる業務の自動化。

⁵ デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation。DXはその略語。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

⁶ 市町村官民データ活用推進計画：官民データ活用推進基本法に基づき、市町村の努力義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画。



3 方針の期間

方針の期間は、鳥取市情報化推進方針（第6版）（令和2年度～令和6年度）を期間途中で改訂することや、方針が第11次鳥取市総合計画（令和3年度～令和7年度）を推進するためのデジタル化の基本方針であることを踏まえ、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

また、方針で示されたデジタル化を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、具体的な取組を定めたアクションプラン（方針の期間内）を策定します。

【関連計画】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鳥取市総合計画	第10次計画	第11次計画 (基本構想：R3～R12 基本計画：R3～R7)				
鳥取市創生総合戦略	第1期戦略	第2期戦略 (R3～R7)				
鳥取市市政改革プラン	第7次行財政改革大綱 (R2～R6)					第8次大綱

【デジタル関連方針等】

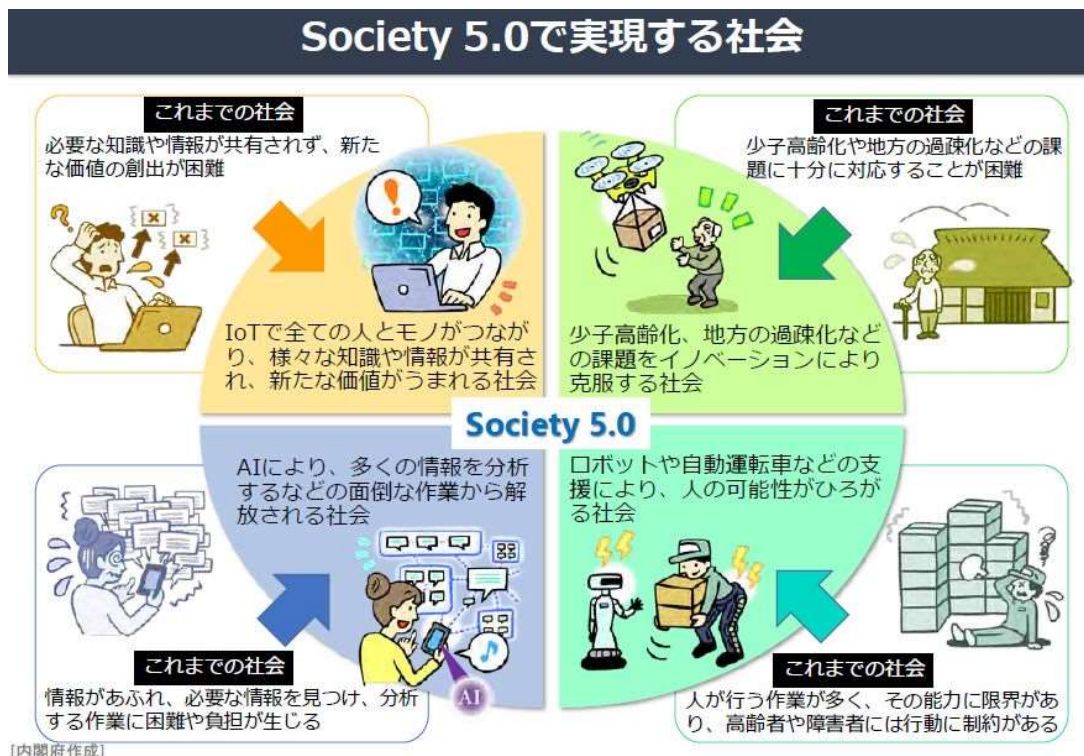
鳥取市情報化推進方針 (第6版)	R2～R3					
鳥取市DX推進方針 (第7版)			R4～R7			
鳥取市DXアクションプラン	R3～R6	R4～R6	R5～R6	R6～R7	R7	

1 国の動向

(1) Society5.0の実現

Society 5.0は、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）です。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく世界に先駆けた超スマート社会「Society 5.0」の実現を目指しています。



出典「内閣府資料」

(2) デジタル社会の実現に向けた改革

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、行政や社会のデジタル化の遅れが改めて課題として顕在化しました。国は、デジタル化を抜本的に進めるため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定。以下「デジタル改革基本方針」という。）を示しました。

「デジタル改革基本方針」には、デジタル社会の将来像やデジタル庁の設置の考え方（令和3年9月1日発足）、IT化の進展に伴う社会の変化に対応するための基本的な政策目標や理念が盛り込まれた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成13年1月施行）の全面的な見直しの考え方について記載されています。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

<ul style="list-style-type: none"> デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献） 	
IT基本法の見直しの考え方	デジタル庁（仮称）設置の考え方
<p>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> データの多様化・大容量化が進出し、その活用が不可欠 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 ⇒IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置 <p>どのような社会を実現するか</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し <p>デジタル社会の形成に向けた取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備 行政や公共分野におけるサービスの質の向上 人材の育成、教育・学習の振興 安心して参加できるデジタル社会の形成 <p>役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 <p>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献 デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表 	<p>基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 <p>デジタル庁（仮称）の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理、重要なシステムは自ら整備・運用 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化する企画と総合調整 マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理 データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備 サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査 デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請 <p>デジタル庁（仮称）の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣直屬。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発定時は500人程度 CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

出典「内閣官房資料」

また、「デジタル改革基本方針」を踏まえ、デジタル・ガバメントの取組を加速するため、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指し、国は「デジタル・ガバメント実行計画」を改訂（令和2年12月25日閣議決定）するとともに、この実行計画の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日）を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを、全自治体において着実に進めていくこととしています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

<ul style="list-style-type: none"> デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速 	
サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底	一元的なプロジェクト管理の強化等
<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「す」使えて、「簡単」で、「便利」な行政サービス 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
国・地方デジタル化指針	行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等
<p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地方の情報システムの共通基盤となる「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みの整備 ワンストップ実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やフック通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） 自治体の業務システムの標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付替を円滑に進める仕組みの創設 マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） マイナンバーのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） 	<ul style="list-style-type: none"> 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保障・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）	デジタルデバйд対策・広報等の実施
<ul style="list-style-type: none"> 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAPP）の推進 情報セキュリティ対策の徹底、個人情報の保護、業務継続性の確保 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）	地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進
<ul style="list-style-type: none"> 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAPP）の推進 情報セキュリティ対策の徹底、個人情報の保護、業務継続性の確保 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

出典「内閣官房資料」

さらに、国は「デジタル改革基本方針」の実現に向けた法制化を進め、デジタル社会の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と、国民の幸福な生活の実現等を目的とする「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）をはじめとするデジタル改革関連5法と、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）を国会に提出し、令和3年5月12日に参議院で決・成立し、同月19日に公布されました。

デジタル改革関連法案の全体像

✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進出し、データの活用が不可欠
 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が緊要

① デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

② デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付帯が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求め法的枠組みを構築

⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

出典「内閣官房資料」

No	法律名	施行期日	主な内容	備考
①	デジタル社会形成基本法	R3.9.1	【デジタル社会の形成に関する重点計画を作成】 ・ 先端技術を活用したデジタル社会の形成を推進	IT基本法の廃止
②	デジタル庁設置法	R3.9.1	【内閣にデジタル庁を設置】 ・ 方針に関する総合調整、企画立案 ・ 国の情報システムの導入、運用、管理 ・ 自治体情報システムの改善 ・ マイナンバーに関する管理	職員500人規模うち120人程度が民間登用
③	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	R3.9.1 ※個人情報保護制度見直しは公布日から1年以内	【個人情報の保護に関する関係法律の整備】 ・ 行政手続きのオンライン化 ・ 個人情報保護制度の見直し	
④	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	公布日から2年以内	【公的給付の支給の迅速かつ確実な実施】 ・ 公的給付を迅速に行うオンライン申請 ・ 口座情報の登録	特別定額給付金のような公金給付において、迅速な給付が可能となる。
⑤	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	公布日から3年以内	【マイナンバーを利用した口座情報の管理】 ・ マイナンバーと口座情報の紐づけ	
⑥	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	R3.9.1	【国と自治体の情報システム標準化、共通化】 ・ 自治体に対し、国の基準に適合した情報システムの利用を義務付け ・ 主要20業務の情報システム標準化	国が地方自治体を支援（基金を創設） 2025年度までに主要20業務の標準化を完了させる計画

※主要20業務 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附表
印鑑登録

その後、我が国のデジタル社会の実現に向けた司令塔となる「デジタル庁」が令和3年9月1日に発足し、さらに、今後のデジタル社会の在り方等について調査審議する「デジタル社会構想会議」や、デジタル改革や規制改革、行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的な検討や実行を強力に推進する「デジタル臨時行政調査会」、デジタル化の恩恵を日本全国津々浦々にまでに広げ、根付かせるための取組を強力に推進する「デジタル田園都市国家構想実現会議」が次々と立ち上がるなど、推進体制の充実が図られてきています。

そして、デジタル社会形成基本法に基づき、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、構造改革や施策に取り組み、それを世界に発信・提言するための羅針盤となる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定。デジタル・ガバメント実行計画は同日廃止。）も策定され、国全体のデジタル改革が大きく動き始めています。



デジタル社会の実現に向けた重点計画の概要

- デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるもの。（デジタル社会形成基本法37②等）
- デジタル社会の実現の司令塔であるデジタル庁のみならず各省庁の取組も含め工程表などスケジュールとあわせて明らかにするもの。

我が国が目指すデジタル社会「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

実現のための6つの方針	実現に向けての理念・原則	デジタル化の基本戦略
① デジタル化による成長戦略	誰一人取り残されないデジタル社会の実現 →誰もが、いつでも、どこでもデジタルの恩恵を享受	デジタル臨時行政調査会 デジタル・規制・行政改革に連動する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認
② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化	デジタル社会形成のための基本原則 →10原則（デジタル改革基本方針）	デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援
③ デジタル化による地域の活性化	①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靭 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献	国際戦略の推進 DFFT/諸外国デジタル政策 関連機関との連携強化
④ 誰一人取り残されないデジタル社会	→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則） デジタルファースト/フラスオンリー/コネクテッド・ワンストップ	包括的データ戦略の推進 トラスト/ベース・ レストリ/オープンデータ
⑤ デジタル人材の育成・確保	BPRと規制改革の必要性 Business Process Reengineering クラウド・バイ・デフォルト原則	安全・安心の確保 デジタル産業の育成 サイバーセキュリティ/ ベンチャー・中小企業等の育成
⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略 Data Free Flow with Trust		個人情報保護/サイバー犯罪

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策

国民に対する行政サービスのデジタル化	暮らしのデジタル化	デジタル社会を支えるシステム・技術
<ul style="list-style-type: none"> 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン（アーキテクチャの将来像整理） 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化（ワクチン接種証明書のスマホ搭載の推進/ 公金受取口座登録開始及び行政機関による利用） マイナンバー制度の利活用の推進（情報連携の拡大/各種免許等のデジタル化） マイナンバーカードの普及及び利用の推進（健康保険証利用のための環境整備/R6年度末に運転免許証との一体化/ユースケース拡充） 公共フロントサービスの提供等（ワンストップサービスの推進） 	<ul style="list-style-type: none"> 準公共分野のデジタル化の推進等（健康・医療・介護（PHR/オンライン診療）/ 教育（校務のデジタル化/教育データ活用）/ 防災/子ども/モビリティ/取引） 産業のデジタル化 <ul style="list-style-type: none"> 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組（電子署名/電子委任状/商業登記電子証明書/ GビズID/e-Gov） 中小企業のデジタル化の支援（IT専門家派遣/IT導入補助金/サイバーセキュリティ対策支援） 産業全体のデジタルトランスフォーメーション（DX認定制度/DX銘柄選定/DX投資促進税制/サイバーセキュリティ強化） 	<ul style="list-style-type: none"> 国の情報システムの刷新（重要システム開発体制整備/ガバメントクラウドの整備/ネットワークの整備） 地方の情報システムの刷新（標準化基本方針の策定等） デジタル化を支えるインフラの整備（5G/光ファイバ/データセンター/海底ケーブル/半導体） デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進（情報通信・コンピューティング・セキュリティ技術高度化/スーパーコンピュータ整備）
		デジタル社会のライフスタイル・人材 <ul style="list-style-type: none"> ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換（テレワーク/シェアリングエコノミー） デジタル人材の育成・確保（プログラミング必修化/リカレント教育）

出典「デジタル庁資料」

2 鳥取県の動向

鳥取県は、AI、IoT⁷等の最先端ICT⁸やデータの積極的な利活用を通じ、県民が豊かさを実感できる鳥取県の実情にあった鳥取県版 Society5.0 の実現を目指す「鳥取県情報技術活用推進計画 ～Society5.0 推進計画～」(計画期間：令和3年度～令和6年度)を令和3年4月2日に策定しました。

県内市町村や関係団体等と連携しながら、AI、IoT等の最先端ICTやデータの積極的な利活用を通じ、県の総合戦略である第2期「鳥取県令和新時代創生戦略」に掲げる目標の実現(様々な地域課題の解決や地域活性化)を推進するとともに、国の「官民データ活用推進基本法」、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」及び「デジタル・ガバメント実行計画」の動向等を踏まえ、行政手続のオンライン提供の原則化による県民の利便性の向上や、AI・RPA等の利活用による業務の効率化等による県庁のDXの推進を図ることとされています。

鳥取県情報技術活用推進計画～鳥取県Society5.0推進計画～

Society5.0は[地域DX]と[県庁DX]の2本柱で推進

地域DXの推進	県庁DXの推進
AIやIoT等のデジタル技術を活用した地域課題の解決、地域活性化 【分野】 農林水産分野、産業振興・働き方分野、観光・文化振興分野、医療・福祉・健康分野、暮らし分野、防災・減災分野、学校教育	行政手続オンライン化、AI・RPAによる定型業務の効率化、県民サービス向上 【取組例】 ・行政手続オンライン化の推進 ・RPAによる定型業務の自動化 ・AI技術の活用 等

取り組むべき共通事項

データ利活用の推進、情報活用基盤整備の促進、ICT活用に向けた普及啓発及び専門人材育成の推進

【取組例】
・様々なデータのビッグデータ化、オープンデータ化の拡大
・光ファイバ網や5G等高速移動通信基盤等の提供エリアの拡大
・デジタル活用人材の育成に向けた各種研修等の充実 等

出典「鳥取県総務部情報政策課次世代戦略室資料」

⁷ IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略。

⁸ ICT：情報・通信に関連する技術の総称。

1 基本理念

方針の基本的な考え方や国・県の動向を踏まえ、本市のデジタル化推進の基本理念を次のように定めます。

「市民一人ひとりにやさしいデジタル化で、
市民生活を豊かにする」

デジタル技術を活用して、鳥取市総合計画に定める施策の一層の充実を図り、本市の明るい未来づくりを加速するとともに、市民一人ひとりがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさと幸せを実感することのできるまちづくりを進めます。

2 めざす将来像

本市がデジタル技術を活用してめざす将来像を次のように定めます。

夢や希望がかなう、デジタル未来都市「スマートシティ鳥取」

デジタル技術や官民データを活用した市民一人ひとりに寄り添ったサービスの提供や、各種分野のマネジメントの高度化等により、地域が抱える諸課題を解決し、また新たな価値を創出し続ける「スマートシティ」をめざす将来像とします。



3 DXに取り組む基本姿勢

(1) 市民が豊かさを実感できるDXの推進

地域課題の解決や市民生活における様々な場面の利便性向上などをDXにより推進し、市民がデジタル化の恩恵を広く享受することで、豊かさを実感できるよう取り組みます。



(2) 市民等へのデジタル化促進と協働・連携によるDXの推進

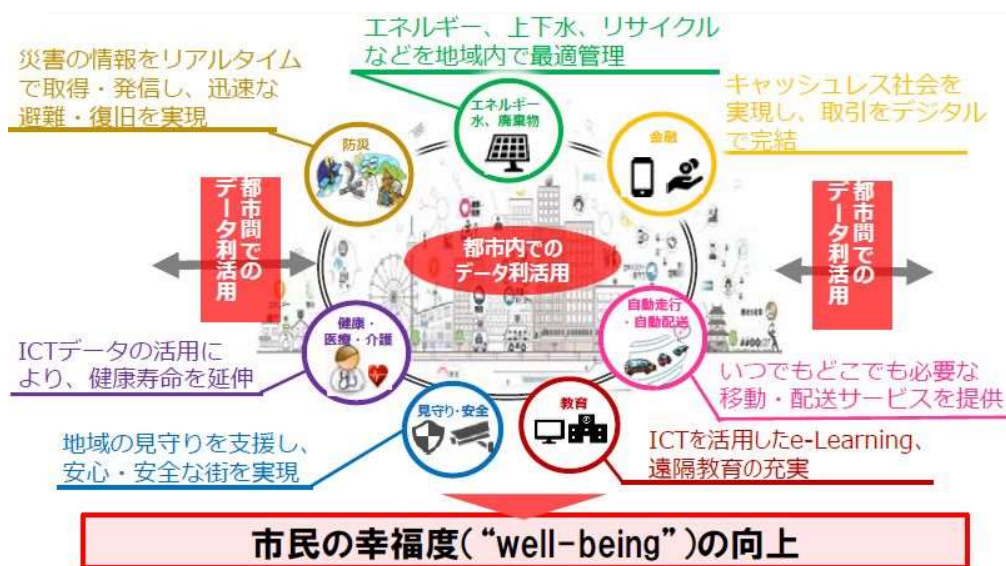
市民や団体、企業の主体的なデジタル化を促進し、さらに、協働・連携してDXを推進することで、夢や希望をかなえる地方創生に取り組みます。

- 市民・団体：行政や地域の関係者と連携し、デジタル技術を活用して地域課題の解決や、生活の利便性向上に取り組みます。
- 企業：デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを確立し、デジタル時代に勝ち残る競争力の獲得をめざします。



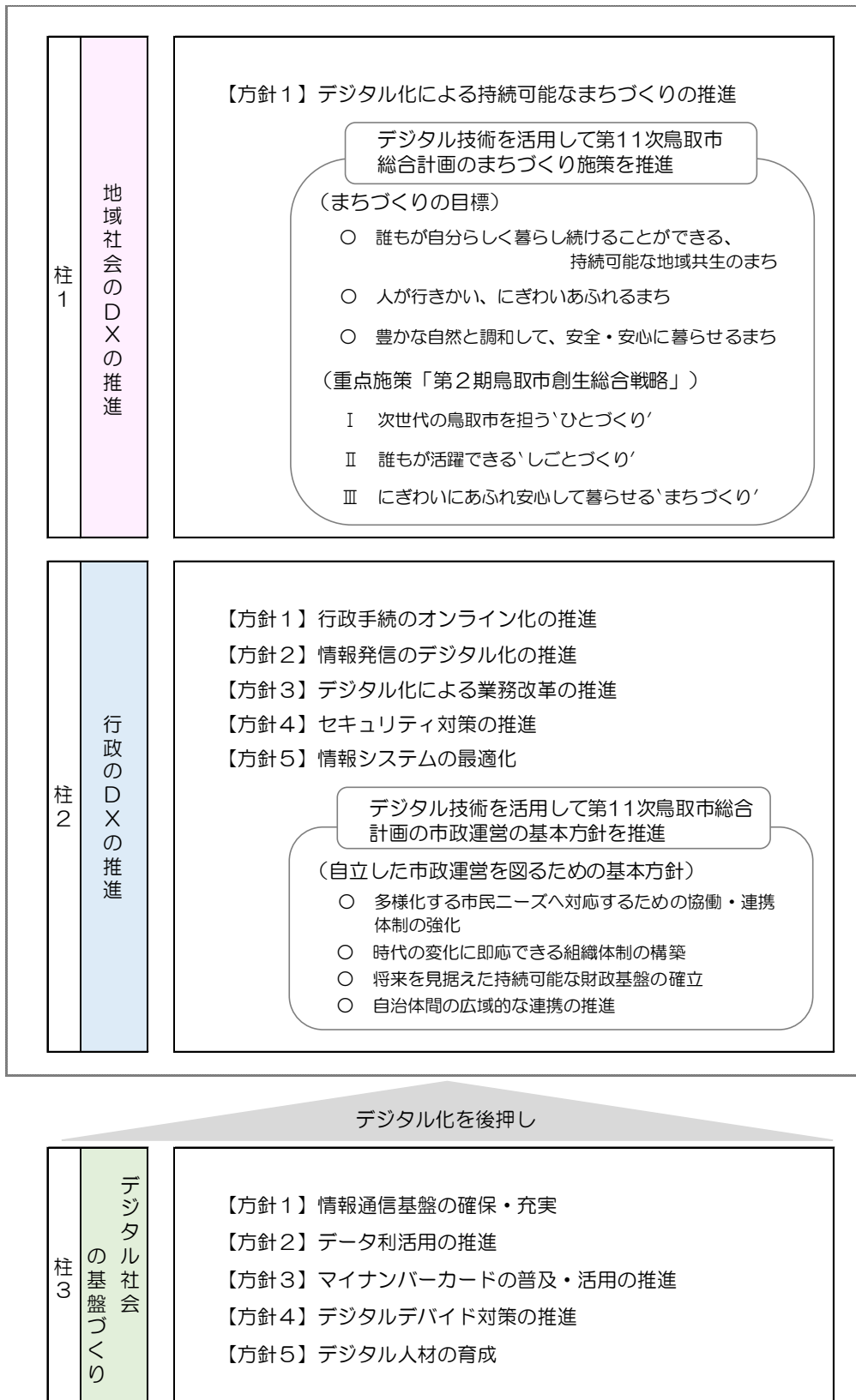
(3) データ利活用によるDXの推進

データは知恵・価値・競争力の源泉であり、その流通や利用がデジタル社会の重要な礎となるものです。データを効果的に活用したDXを推進し、本市の課題解決や、多様な価値・サービス創出に取り組みます。



出典「内閣府資料」

「地域社会のDXの推進」「行政のDXの推進」「デジタル社会の基盤づくり」の3つの柱に、11の基本方針を設定し、本市のDXを推進します。



（柱1）地域社会のDXの推進

【方針1】 デジタル技術を活用した持続可能なまちづくりの推進

1 現状と課題

人口減少や少子化の進展に、就職や進学による若者の都市部への流出が拍車をかけ、地域の支え手が減少するとともに、空き家・空き店舗の増加や、引き継がれてきた文化・技術の継承や生活交通の確保、コミュニティの維持が困難になるなど、地域の活力低下が懸念されています。加えて、医療や介護を必要とする高齢者が今後さらに増加するとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加するなど、超高齢社会への対応も課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼす中、地方での暮らしや、家族や子育てに対する関心の高まり、さらに、ひとの流れに変化の兆しが見られるなど、人々の意識・行動の変化なども見られます。

2 基本方針

子育て支援や教育の充実、商工業や農林水産業の振興、観光や移住定住の推進、安心して快適な生活環境づくり、地域共生のまちづくりなど、第11次鳥取市総合計画のまちづくり施策にAIやIoTなどデジタル技術を幅広く取り入れ、さらに、市民や団体、企業にデジタル化への理解を深めていただく取組を進めながら、協働・連携して持続可能なまちづくりを推進します。

3 主な取組

○ 子育て・教育・生涯学習

- ・ 子育てアプリ⁹で簡単便利！電子母子手帳やオンライン子育て相談の実施
- ・ 保護者と保育園をスマートフォン¹⁰でつなく、便利な電子連絡帳サービスの提供
- ・ タブレット端末¹¹や教育ソフトの活用などで、児童生徒の情報活用能力を育成
- ・ 学校と家庭をつなく学びの架け橋！オンライン家庭学習環境の構築
- ・ 外国人講師と英語でコミュニケーション！オンライン外国語活動・教育の実施
- ・ いつでもどこからでも受講できる、便利な生涯学習講座のインターネット配信
- ・ 音声読み上げ機能など、人にやさしい電子書籍による電子図書館サービスの提供



▲子育てアプリ



▲GIGA スクール

⁹ アプリ：アプリケーション（application）の略で、コンピュータのOS上で動作するソフトウェアのこと。

¹⁰ スマートフォン：アプリケーションを追加することで、いろいろな機能を使うことができる携帯電話のこと。

¹¹ タブレット端末：薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作可能なインターフェースを搭載した持ち運び可能なコンピュータのこと。

○ 福祉・社会保障・健康・保健衛生・医療

- ・ 働きやすいデジタル介護職場づくりの調査研究
- ・ スマートフォンで便利！オンライン保健指導の実施
- ・ 高齢者の通いの場を訪問し、健康状態をフレイル¹²評価システムでチェック
- ・ 簡単ネット予約で鍵の受取りも便利！学校体育施設スマート予約サービスの提供



▲オンライン保健指導

○ 人権・共生

- ・ 中央人権福祉センターと各相談拠点をネット接続、どこからでもオンライン福祉相談の実施
- ・ スマートフォンで便利、SNS¹³などオンライン福祉相談の実施
- ・ 外国人住民へのオンライン相談の実施
- ・ 生活情報やイベント情報など、外国人住民へのインターネット情報配信



▲オンライン相談

○ 商工・農林水産

- ・ デジタルで人や企業が集う、鳥取砂丘ワークプレイス拠点「SAND BOX TOTTORI」の運営支援
- ・ オンラインで企業と企業を結び付け、オフィス移転・新設を推進
- ・ 中小企業DX人材の確保及び育成支援
- ・ 情報通信関連企業の誘致・育成
- ・ 企業経営者や従業員のDX啓発の推進
- ・ 自動運転トラクターやドローン¹⁴など、スマート農業¹⁵機械の普及
- ・ デジタル囲い罫や遠隔監視で農家負担を軽減！鳥獣害対策システムの導入検討
- ・ 農産物の生産から販売までの流通過程の見える化で付加価値アップ！ブロックチェーン¹⁶技術を活用した流通システムの導入・運営
- ・ 木材のデジタル販売市場の構築支援で新たな販路開拓



▲ワークプレイス拠点



▲テレワーク



▲スマート農業機械

¹² フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の段階。

¹³ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

¹⁴ ドローン：無人航空機のこと。

¹⁵ スマート農業：ロボット技術やICTを活用した、省力化・精密化や高品質生産を推進する農業。

¹⁶ ブロックチェーン：分散型ネットワークを構成する複数のコンピュータに、暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法。

○ 交流・文化・芸術

- 多様な相談スタイルに対応！オンライン移住相談窓口の設置
- 移住希望者と相談窓口をつなぐ、移住定住専用ウェブサイトの運営
- Wi-Fi 整備やキャッシュレス機器導入など観光産業のデジタル化支援
- VR¹⁷・AR¹⁸で観光地や伝統行事に新たな息吹を吹き込む！新観光コンテンツの創出検討



▲オンライン移住相談

○ 生活環境

- 自動運転技術を導入した未来型生活交通システムの検討
- 100円循環バスに全国で相互利用可能な交通系ICカード決済を導入
- 鉄道やバスなど公共交通機関へのキャッシュレス決済¹⁹導入に向けた活動を展開
- タクシーサービスのデジタル化支援
- スマートフォンやタブレット端末などで簡単Wi-Fi接続、鳥取駅周辺などまちなかネット環境の充実
- 観光情報や交通情報などをディスプレイ表示で便利に検索、まちなかデジタルサイネージ²⁰の設置・運営



▲無人自動運転

○ 防災・減災・自然環境

- 緊急情報を文字・音声で配信、人にやさしい防災アプリの導入
- 農業用ため池の遠隔水位監視システムの導入検討
- 河川の遠隔水位監視システムの導入と水位情報のウェブ公開の実施



▲防災アプリ（イメージ）

¹⁷ VR：Virtual Reality（仮想現実）の略。

¹⁸ AR：Augmented Reality（拡張現実）の略。

¹⁹ キャッシュレス決済：お札や小銭などの現金を使用せずに、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリなどを利用する決済（支払い）。

²⁰ デジタルサイネージ：ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信すること。

(柱2) 行政のDXの推進

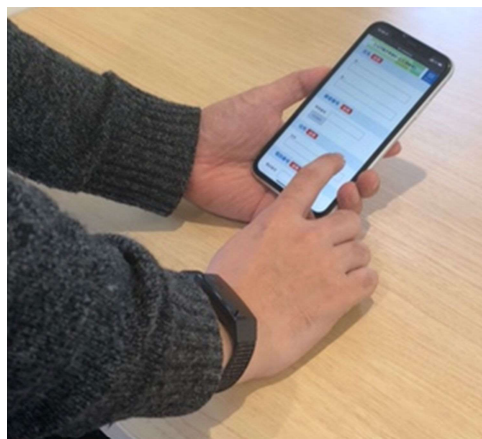
【方針1】 行政手続のオンライン化の推進

1 現状と課題

市民の利便性向上に向けて、できる限り来庁せずに必要な行政手続を行うことができる環境づくりが求められており、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、その必要性がさらに高まっています。

このような状況の中、国は令和2年7月に「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」を発出し、地方公共団体においても書面主義、押印主義、対面主義の見直しに積極的に取り組むよう要請しました。本市はこれに呼応して、令和3年2月に「鳥取市行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直し方針」を定め、取組を開始するとともに、同年7月には「鳥取市における行政手続等のオンライン化推進方針」を定め、市民や事業者等が本市に対して行う行政手続と、市の会計処理や庶務等において職員が行う内部手続について、法令等によりオンライン化できないものを除き、全てオンライン化することを原則としました。

このオンライン化の推進に当たっては、利用者の立場に立って使いやすいものとする視点が大切であり、添付書類や入力項目を可能な限り簡素化し、また、本人確認手段や手数料等の支払い手段などの充実も必要となります。さらに、広く市民の皆様にご利用可能なオンライン手続きを周知するとともに、必要としているオンライン手続きへ簡単にたどり着ける仕組みづくりも必要となります。



▲オンライン手続き

2 基本方針

いつでも、どこからでも利用できる「簡単」で「便利」な行政手続きの実現に向けて、従来の紙文化から脱却を図り、また、添付書類や入力項目の簡素化、本人確認や手数料の支払い機能も兼ね備えた電子申請基盤の充実を図るなど、利用される方の立場に立った行政手続のオンライン化を推進します。

3 主な取組

- 電子申請やメール等によるオンライン行政手続き数の拡充
- 罹災証明書の電子申請・コンビニ交付サービスの推進
- オンライン予約ができる施設数の拡充検討
- マイナンバーカードによる転出・転入手続きのワンストップサービス²¹化の実施
- 市民税等納付へのキャッシュレス決済の拡充検討
- 市役所の窓口手数料へのキャッシュレス決済の導入

²¹ ワンストップサービス：複数の手続きを1ヵ所で行えるようにしたサービスのこと。

- 電子入札システムの運用
- 入札参加資格申請受付システムの導入検討
- 電子契約の調査研究
- 電子請求の調査研究



▲公的個人認証（イメージ）



手続きを探す

	防災・安全 新型コロナウイルスに関する手続き、防災のまちづくり関係など
	防災・安全
	手続き・届出 各種証明書、転出届出、おくやみコーナー予約、税金関係の手続き、国民健康保険、国民年金の手続きなど
	手続き・届出
	くらし・働く びん・リサイクル、まごころの日記、空き家センター、精神科医、出張相談など
	くらし・働く
	健康・福祉 特別定額、介護、障がい者福祉、生活保護、健康づくり、自治体生活など
	健康・福祉

▲鳥取市公式ウェブサイトの
オンライン行政手続きまとめページ
[e-鳥取市役所]

【方針2】情報発信のデジタル化の推進

1 現状と課題

パソコンやタブレット端末、スマートフォン等のICT（情報通信技術）の普及により、日常生活における情報収集や情報発信において、LINE や YouTube、インスタグラムなど、拡散性や双方向性があるSNSを利用している人が増えています。こうした状況に対応し、時機を逃さず市政情報を提供するため、市公式ウェブサイトやSNSによる情報発信のデジタル化の推進とともにインターネット上に流通する膨大な情報の中から市が発信する情報を市民に効率的、効果的に提供することが重要となっています。

一方で、インターネットやスマートフォン等を利用していない人にとっては、市報やテレビ、新聞、ラジオなどにより市政情報を得ており、対象者に応じて媒体を活用していく必要があります。情報発信のデジタル化の推進によって必要な情報が伝わらないといった情報格差が生じないための対応が求められており、これまでの媒体による情報発信の継続とともにインターネット等の利用が容易にできるための支援に取り組むことが重要です。そして、学生などを中心とする若い世代や自治会未加入世帯、外国人住民など市政情報が伝わりにくい人においても同様に情報格差を生まないための対応が求められています。

また、本市では、民間事業者と連携し、全市域にケーブルテレビ網の整備を進めています。従来から、ケーブルテレビでは、市政広報番組とあわせて市政情報や災害情報等のデータ放送（文字情報）を行っており、この整備により全市域の市民が利用できる環境が整い、今後の情報発信における活用が期待されます。

このような状況の中、市民の多様なニーズに対応し、情報発信のデジタル化を推進するためには、利便性が高いデジタル広報媒体の機能強化と利用促進を図り、市の情報伝達力を高めることが重要となります。



▲ケーブルテレビ市政広報番組

2 基本方針

市報やテレビ・新聞・ラジオ等のメディアの活用に加え、SNS やケーブルテレビ、データ放送、専用アプリなど様々なデジタル情報媒体を活用し、目的や対象者に応じた戦略的な情報発信を推進します。

3 主な取組

- ・ 市公式ウェブサイトの情報バリアフリー化の推進
- ・ 「いいね」を届けるPUSH型SNS情報発信
- ・ スマートフォンで便利！SNSによる市政情報の発信
- ・ 「やさしい日本語」サイトによる外国人住民への情報発信
- ・ 中心市街地エリア情報をSNSで若者世代に発信
- ・ ケーブルテレビのデータ放送の運営



▲LINEでの情報配信

- ・ 移住希望者と相談窓口をつなぐ、移住定住専用ウェブサイトの運営（再掲）
- ・ 地産地消の店専用ウェブサイトによる戦略的な情報発信（再掲）
- ・ 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」の運営
- ・ 鳥取市観光情報ウェブサイトの運営（再掲）
- ・ 緊急情報を文字・音声で配信、人にやさしい防災アプリの導入（再掲）
- ・ 河川の遠隔水位監視システムの導入と水位情報のウェブ公開の実施（再掲）



▲ケーブルテレビのデータ放送



▲鳥取市公式ウェブサイトの多言語翻訳機能

【方針3】 デジタル化による業務改革の推進

1 現状と課題

令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代²²(出生数200~210万人)が65歳以上となり、その頃20歳代前半となる者は、団塊ジュニア世代の半分程度に止まると見込まれます。全国の自治体は、将来的に経営資源が制約される中であっても、法令に基づく公共サービスを的確に提供し、多様化・高度化する行政需要に対応していくため、デジタル化による様々な業務改革に進め、持続可能な自治体経営に取り組むことが必要です。

本市においても、令和元年11月の市役所新本庁舎の全面開庁にあわせて、オンライン会議システムを導入することで、職員の移動時間の削減に取り組むとともに、モバイル環境の構築等によるペーパーレス化²³の推進や、業務用チャット²⁴による職員間の情報交換の効率化、RPAによる業務の自動化など、ICTツールを活用した労働生産性の向上に取り組んできました。

これらの取り組みは一定の成果をあげたものと考えますが、その一方で、例えば、行政手続きや内部手続きを、従来どおり紙により行っている事務は依然として多く、デジタル化の浸透はまだ十分とは言えない状況であり、また、ICTツールの導入や定着状況は業務により濃淡が見られ、さらに、ICTツールの導入にあわせて見直した事務処理方法の中には、さらに改善の余地があるものも見られます。

このため、業務改革をさらに推し進めるためには、全ての部局が「デジタルファースト」の基本姿勢で業務を常に点検・改善するとともに、デジタル化にあわせて事務処理方法をしっかり見直し、効果を高めることが必要です。



▲ペーパーレス会議

2 基本方針

AIやRPAを活用した定型業務の自動化や、オンライン会議²⁵、リモート環境の利用促進、マイナンバー²⁶を活用した業務の効率化、ペーパーレス化の推進など、デジタル技術を活用した業務改革を推進します。

3 主な取組

- RPAによる定型業務の自動化推進
- AI議事録作成支援システムの運用
- オンライン会議の推進
- 電子決裁²⁷・電子文書化の促進
- 地区公民館のICT環境整備

²² 団塊ジュニア世代：一般的に、昭和46~49年(1971~74年)生まれの大きな人口の隆起を指す。

²³ ペーパーレス化：従来紙で取り扱っていた情報や作業を、パソコンやスマートフォンで電子データを使って取り扱うようにすること。

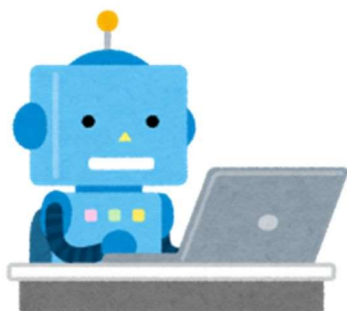
²⁴ チャット：リアルタイムにメッセージのやり取りができるシステムのこと。

²⁵ オンライン会議：パソコンやスマートフォンを利用し、インターネット上で映像や音声を通信して会議を行う仕組み。

²⁶ マイナンバー：日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の個人番号のこと。

²⁷ 電子決裁：紙の書類ではなく、パソコン上の電子文書を用いて起案・決裁を行う仕組み。

- 「書かない」「待たない」住民異動受付サービスの提供
- 道路異常箇所のAI判別システムの調査研究
- インフラ維持投稿システム「みつけたろう」の運用
- 道路ライブカメラによる雪道の遠隔監視
- 中心市街地通行量調査へのAI調査システムの導入



▲RPAによる業務自動化



▲公用車管理システム



▲インフラ維持投稿システム

【方針4】セキュリティ対策の推進

1 現状と課題

自治体が取り扱う情報には、市民一人ひとりの個人情報をはじめ、行政運営上重要な情報など機密性の高い情報資産があり、万が一外部への漏えい等が生じた場合には、甚大な被害が生じるとともに、市民の信頼を失う結果となるものを多数含んでいます。また、マイナンバーカードの利用促進などの新たな取り組みにおいても、利便性の向上と同時に、情報資産の機密性、完全性及び可用性の確保が必須となります。さらに、社会のデジタル化の加速に伴い、サイバー攻撃の手法が高度化してきており、情報セキュリティ対策の一層の強化が求められています。

本市においては、「鳥取市情報セキュリティ基本方針」と「鳥取市情報セキュリティ対策基準」を策定し、これを運用することで、様々な情報セキュリティ対策に組織横断的に取り組んでいます。このうち、個人情報を取り扱う業務については、職員が事務用パソコンを接続して使用する LGWAN²⁸系ネットワークとは別に、個人番号²⁹利用事務系ネットワークを構築しています。そして、利用できる職員と業務を限定し、さらに、利用する際には、一般的なパスワード認証に加えて静脈認証も行うことで、なりすまし防止対策を講じて機密性を高めています。また、市役所本庁舎は、執務エリアにセキュリティラインを設けて、職員以外の立ち入りを禁止にするとともに、セキュリティエリアを区分して、ICカードにより重要情報を扱う区画への入室を制限することで、物理的対策を行っています。

このほか、本市の庁内ネットワークは、国が提示する情報セキュリティ対策を強化した「三層の対策」³⁰を採用していますが、セキュリティを重視したため、メールの添付ファイルの受信や、オンライン会議、インターネット利用が煩雑となっています。今後、機器の更新時期に向けて、セキュリティの確保と利便性を考慮した庁内ネットワークのあり方検討が必要です。



▲「三層の対策」によるセキュリティ強化

2 基本方針

住民情報など機密性の高い情報資産を物理的脅威・技術的脅威・人的脅威から確実に守り、市民から信頼されるデジタル行政を推進するため、様々な危機事象を想定した情報セキュリティ対策を総合的に推進します。

²⁸ LGWAN：Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。

²⁹ 個人番号：マイナンバーのこと。

³⁰ 三層の対策：平成 27 年 5 月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、総務省が地方自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化するため発出した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」（平成 27 年 12 月 25 日付け総行情第 77 号）による要請で示された、①マイナンバー利用事務系、②LGWAN（Local Government Wide Area Network）接続系、③インターネット接続系に係る庁内ネットワークを分離することで、情報漏洩をさせないための対策のこと。

3 主な取組

- 情報セキュリティ研修の実施
- 情報セキュリティ内部監査の実施
- 鳥取県情報セキュリティクラウドの運用
- ネットワーク分離（三層の対策）の検討・導入



▲ワークショップ形式の情報
セキュリティ研修

【方針5】情報システムの最適化

1 現状と課題

ICT化の進展により、各自治体は、住民基本台帳や税、国保、介護などの業務ごとに情報システムを導入し、運用しています。頻繁に行われる各分野の制度改正に対応するため、各自治体はその都度該当するシステムの改修を行っていますが、そのような自治体ごとの情報システムの分散保有・管理は、維持管理費や人的負担が大きくなる要因となっています。

このような基幹業務システムについて、これらの負担軽減などを目的に各自治体のシステム機能の標準化が進められており、国は、令和7年度（2025年度）を目標に、住民基本台帳や税、国保、介護などの基幹20業務の情報システムを、国が策定する標準仕様書に準拠した情報システム（標準準拠システム）へ移行することで、自治体の情報システムの共同利用や手続きの簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進することとしています。

この標準準拠システムは、自治体ごとの事務処理方法に対応した独自機能の追加（カスタマイズ³¹）は認められていないため、各自治体は現在の事務処理方法の見直しや、それを補うRPAやローコードツール³²など様々なソフトウェアの導入などで対応することが必要となります。さらに、標準準拠システムへの移行の対象ではないその他業務（乳幼児医療やひとり親医療、住登外管理）の情報システムについても、住民基本台帳との連携やガバメントクラウド³³の活用など、今後の運用方法の検討が必要となり、早期から全庁横断的な推進体制を整えて、計画的に取り組むことが必要です。

そのほか、文書管理や財務会計など内部業務の情報システムは導入後10年を経過し、デジタル技術の進展で急速に充実する最新システムと比較すると、電子決裁などの機能面で事務効率が最適とはいえないことから、次期システムへの移行検討が急がれます。また、システム全般の調達方式について、これまでパッケージソフトの採用や入札による調達コストの削減を図ってきましたが、今後は「鳥取県自治体ICT共同化推進協議会」など、他の自治体との共同利用によるコストの一層の削減を図ることが必要です。

基幹業務			内部業務
標準化対象20業務	その他業務		
住民基本台帳	介護保険	乳幼児医療	収滞納管理
選挙人名簿管理	児童手当	ひとり親医療	財務会計
固定資産税	生活保護	住登外管理	庶務事務
個人住民税	健康管理		人事給与
法人住民税	就学		文書管理
軽自動車税	児童扶養手当		
国民健康保険	子ども子育て支援		
国民年金	戸籍		
障害者福祉	戸籍の附票		
後期高齢者医療	印鑑登録		

▲鳥取市の情報システム概要

2 基本方針

基幹20業務システムの標準準拠システムへの円滑な移行を図るとともに、事務処理方法の見直しや様々なソフトウェアの活用により対応し、また、乳幼児医療やひとり親医療などその他業務のシステムは、今後の運用方法の検討を進めます。さらに、本市独自に導入する情報システムはカスタマイズを抑制するとともに、文書管理や財務会計などの内部業務システムは次期システムへの移行を検討し、併せて他自治体との共同利用についても検討を進めます。

³¹ カスタマイズ：ユーザーの好みや使い勝手に合わせて、パッケージベンダーが提供するシステムやソフトウェアの機能などに有償で手を加えること。

³² ローコードツール：プログラミングを行わずにシステム開発を行うことができるツール。

³³ ガバメントクラウド：政府が共同調達するクラウドサービスの利用環境。

3 主な取組

- 国標準システムへの移行推進
- システムの共同利用の推進
- 基幹系 20 業務以外でのガバメントクラウドの活用検討
- マイナポータル³⁴と基幹系業務システムのオンライン接続
- ローコードツールの導入
- 電子化を推進するための次期内部事務システムの導入検討

³⁴ マイナポータル：国が運営する、行政手続きの検索やオンライン申請を行ったり、行政機関からのお知らせ等を受け取ることができるオンラインサービス。

(柱3) デジタル社会の基盤づくり

【方針1】 情報通信基盤の確保・充実

1 現状と課題

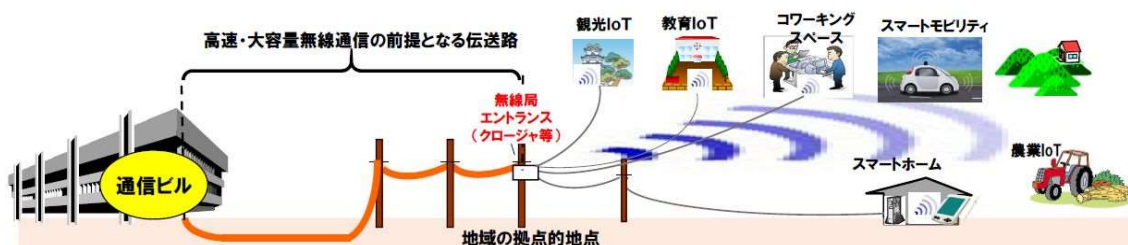
情報通信基盤は、企業誘致や若者定住、UJターン³⁵の促進など、まちづくり施策の推進や効率的な行政運営を図るための重要インフラであり、さらに、コロナ禍において、テレワークやオンライン会議、GIGAスクール³⁶の推進基盤として、その重要性は益々高まっています。

本市においては、市と民間事業者で連携し、全市域にケーブルテレビ網を整備し、市政情報や地域情報、災害情報等を映像やデータで配信するとともに、高速インターネット接続サービス³⁷を提供しています。このうちテレビ放送サービスには、全世帯の約70%が加入しており、誰でも使い易い情報媒体として、市民生活に広く浸透しています。この官民の基盤のうち、市が保有するケーブルテレビの伝送路は、整備完了から15年以上経過し、老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要となっています。

また、本市の中山間地域を中心に、通信事業者による超高速インターネット接続サービスの未提供エリアが存在しています。このため、本市は、令和2年度から令和3年度にかけて、市が所有するケーブルテレビ網の伝送路を再整備し、令和4年度から超高速インターネット接続サービス³⁸を順次提供するよう取り組んでいます。

一方、携帯電話やスマートフォンなどの移動通信については、市域の家屋レベルでの不感地区は解消できていますが、スマート農業やスマートモビリティ³⁹などでの利用が期待される、高速・大容量で低遅延な第5世代移動通信システム(5G)については、提供エリアが中心市街地の一部地域にとどまっており、今後のエリア拡大が期待されます。

このほか、本市の公衆無線LANサービス(Wi-Fi)は、サービス利用可能エリア(アクセスポイント)を整備することで、外国人を含めた観光客や市民の利便性向上による地域経済の活性化に寄与するとともに、災害発生時には避難所等における情報伝達手段となり、市民の安全・安心にも寄与しています。本市はアクセスポイントを、市の主要施設110ヶ所に整備していますが、観光拠点のカバー状況や、他の無料Wi-Fiとの比較において利便性が十分ではないとの声もあり、Wi-Fi環境の充実が課題となっています。



▲超高速情報通信網 (イメージ)

³⁵ UJターン：大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をいう。

³⁶ GIGAスクール：全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する取り組み。

³⁷ 高速インターネット接続サービス：概ね30Mbpsのインターネット接続サービス。

³⁸ 超高速インターネット接続サービス：光ファイバで実現する100Mbps以上のインターネット接続サービス。

³⁹ スマートモビリティ：IoTやAIを活用することによって生まれる新たなモビリティサービス。マルチモーダルサービス、デマンドバス運行サービスなどの移動サービスや、貨客混載、周辺施設連携など他サービスとの融合を図るサービスを総称。

2 基本方針

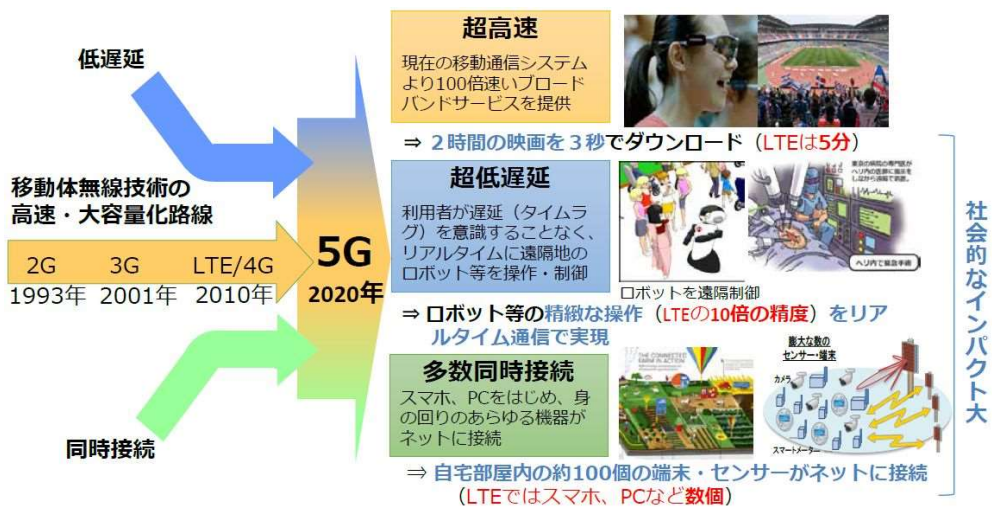
市域のどこからでも超高速インターネット接続サービスが利用できるよう取り組むとともに、市のケーブルテレビ設備の計画的な更新や、5G・Wi-Fi等の利用環境の充実を図るなど、情報通信基盤の確保・充実を図ります。

3 主な取組

- 市域のどこからでも利用できる超高速インターネット接続サービス「全市光化」の推進
- ケーブルテレビ網の施設高度化の推進
- ローカル5G⁴⁰の利活用に向けた調査研究
- 公共施設のWi-Fi環境の充実



▼AI/IoT時代のICT基盤「5G」



⁴⁰ ローカル5G：地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムのこと。

【方針2】 データ利活用の推進

1 現状と課題

ICT 技術の進歩や行政サービスの高度化、少子高齢化等の背景から、今後は過去のデータなどから将来の問題発生を予測して、問題が起きる前に対応する予測・予防型のサービスや、個人情報などを安全かつ有効に活用して、個人にカスタマイズして情報提供するサービスなどの有用性に期待が集まっています。

国は平成 30 年 6 月に、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」を策定し、地方公共団体が個人情報の保護にも配慮しつつ、その保有するデータを部局・分野横断的に活用して、効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むよう推進しています。

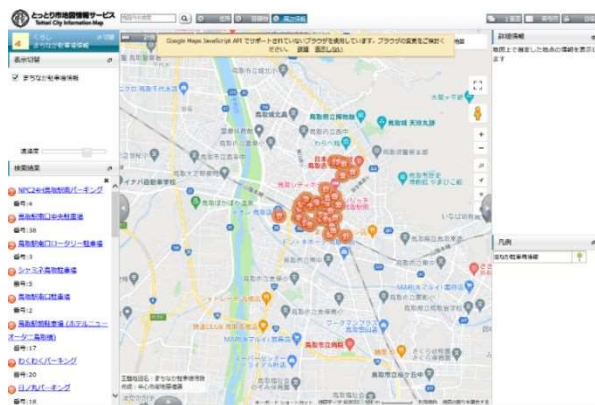
また、人や予算といった限られた資源を効果的・効率的に利用し、行政への信頼性を高めるためには、合理的根拠（エビデンス）に基づく政策立案の推進が必要ですが、国は、特に地方公共団体が保有しているデータを有効活用し、住民サービスの向上や根拠に基づく政策立案（EBPM⁴¹）等に役立てるための取組を推進しています。

一方、国は、新技術や各種データ活用をまちづくりに取り入れた「スマートシティ」を、Society5.0 や SDGs⁴²の達成に向けた切り札として推進しています。この取組の推進に当たっては、地域の理解と協力のもと、情報の「保護」と「利活用」のバランスをとりながら、様々な官民データを流通させ、その利活用を図ることが必要です。

本市におけるデータ利活用は、平成 27 年度に、それまで固定資産税情報や道路台帳、農地情報など一部の業務で個別運用していた地図情報システム（個別GIS⁴³）を統合し、統合型地図情報システム（統合型GIS）として運用を開始し、各課保有の地図情報を庁内で共有することで業務の効率化を図るとともに、まちなか駐車場情報や市内バス情報マップ、洪水浸水想定区域などを「鳥取市地図情報サービス」として広く公開しています。

また、統合型GISと住民基本台帳システム、介護保険システムとの連携により、地区公民館区域ごとの高齢者数や要介護認定者数等の統計資料を作成するなど、政策形成へのデータ活用を推進していますが、今後は活用可能なデータを洗い出し、活用のさらなる推進が必要です。

さらに、オープンデータ⁴⁴の推進による新たなビジネスの創出や、官民協働による地域課題解決に向けて取り組んでいます。公開データの充実と民間活用のさらなる推進が必要です。



▲鳥取市地図情報サービス（画像はまちなか駐車場情報）

⁴¹ EBPM：Evidence-based policy making の略で、「証拠に基づく政策立案」などと訳される。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

⁴² SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

⁴³ GIS：Geographic Information System（地理情報システム）の略。

⁴⁴ オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能なルールで公開されたデータのこと。

2 基本方針

本市が保有する行政情報を可能な限りオープンデータとして公開するとともに、データを活用した政策形成の推進や地域課題の解決、新たな価値の創出など、官民のデータ利活用を推進します。

3 主な取組

- ・ スマートシティの地域 OS（データ連携基盤）の調査研究
- ・ オープンデータ公開の推進
- ・ 分野横断的なデータ利活用の推進
- ・ 森林資源情報のオープンデータ化の推進
- ・ 統合型GISの運用
- ・ 3D都市モデル⁴⁵の活用法の調査研究

▼2018年に内閣府が打ち出したスマートシティの一類型であるスーパーシティのデータ連携基盤のイメージ



(*1) API :Application Programming Interface 異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

出典「内閣府資料」

⁴⁵ 3D都市モデル：都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォームのこと。

【方針3】マイナンバーカードの普及・活用の推進

1 現状と課題

マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認ができ、安全・安心で利便性の高いデジタル社会に不可欠な基盤であり、その交付率は令和4年1月1日現在、全国で41%、本市で43%となっています。

国は、マイナンバーカードを令和4年度末にはほぼ全ての国民に行き渡ることを目指し、付与するポイントを大幅に拡充した「マイナポイント第2弾」を令和4年1月から実施するとともに、マイナンバーカードの活用に向けて、令和3年10月からマイナンバーカードの「健康保険証利用」の本格運用を開始し、また、令和6年度には「運転免許証との一体化」を、さらに令和7年度には「在留カードとの一体化」を予定するなど、様々な取り組みを加速しています。

本市においても、マイナンバーカードの普及に向けて様々な取組を展開しており、マイナンバーカード申請者の申請用顔写真の無料撮影や、「出張申請受付方式」により、企業や職域に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けるなど、申請手続きの負担軽減に取り組むとともに、本庁舎及び各総合支所において、希望者に対して「マイナポイントの設定支援」を実施しています。さらに、マイナンバーカードの活用に向けて、平成29年6月から開始したコンビニエンスストアなどで住民票の写し等の証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を引き続き提供するとともに、「行政手続きのオンライン申請サービス」の拡充にも取り組んでいます。



▲コンビニ等での証明書交付サービス

2 基本方針

出張申請受付や本庁舎での休日交付など、市民のマイナンバーカード取得手続きの負担軽減やマイナポイントの設定支援などに取り組むとともに、マイナンバーカードを活用した利便性の高い行政サービスの充実を図ることで、マイナンバーカードの普及と活用を推進します。

3 主な取組

○ 普及推進

- ・ マイナンバーカード交付専用窓口の臨時開設
- ・ マイナンバーカード出張申請受付方式の実施
- ・ マイナンバーカード申請用顔写真の無料撮影
- ・ マイナポイント設定支援サービスの提供



マイナンバーカード

○ 活用推進

- ・ コンビニエンスストアなどでの住民票の写し等の証明書交付サービスの提供
- ・ 行政手続きのオンライン申請サービスの充実〔再掲〕
- ・ 医療保険オンライン資格確認サービスの提供（市立病院、佐治町国民健康保険診療所）
- ・ マイナンバーカードの独自利用の調査研究

【方針4】 デジタルデバインド⁴⁶対策の推進

1 現状と課題

内閣府の調査では、70歳以上の高齢者の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答されるなど、社会全体のデジタル化が進む中、デジタル技術を使いこなせる方と、使いこなせない方の格差の解消が課題となっています。

国は、令和3年度からデジタル格差の解消を目的として、高齢者等が身近な場所でデジタル活用について学べる講習会等を、携帯ショップを中心に全国約1,800箇所を実施する「デジタル活用支援推進事業」を開始しています。

本市においては、市民の皆様の利便性向上を目的に、行政手続きのオンライン化をはじめ、様々な分野のデジタル化に取り組んでいますが、これと並行して、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器に不慣れな方等への支援として、国の事業や携帯電話事業者と連携し、高齢者等を対象にしたスマートフォン教室を地区公民館で開催するなど、広く市民がデジタル活用について学べる機会の提供に取り組んでいます。

さらに、デジタル化は、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由、地理的な制約に関わらず、誰一人取り残されないよう、全ての市民が恩恵を享受できるよう取り組むことが必要です。本市は、市公式ウェブサイトに音声読み上げ、背景色や文字サイズの変更、多言語への翻訳機能を整備し、また、全ての市域で超高速インターネット接続サービスを利用できるよう取り組むなど、様々なデジタルデバインド対策に取り組んでいます。



2 基本方針

国や県、民間事業者等と連携し、市民が身近な場所でスマートフォンの基本操作やオンライン行政手続き等のデジタル活用について学べる機会を提供するなど、デジタルデバインド対策を推進します。

3 主な取組

- ・ スマートフォンによる行政手続き等講習の実施
- ・ オンライン行政手続き支援窓口の開設・運営
- ・ ウェブサイトやとっとり市報等での各種デジタル講習会の情報提供
- ・ 市域のどこからでも利用できる超高速インターネット接続サービス「全市光化」の推進（再掲）
- ・ 緊急情報を文字・音声で配信、人にやさしい防災アプリの導入（再掲）
- ・ 音声読み上げ機能など誰もが利用しやすい公式ウェブサイトの運営



▲地区公民館でのスマートフォン教室

⁴⁶ デジタルデバインド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

【方針5】 デジタル人材等の育成

1 現状と課題

急速に進展するデジタル社会において、データを適切に活用し、地域課題の解決や市内経済の発展につなげていくためには、データを活用できる知識や能力を持つ人材の育成が重要となります。

本市では、子どもの頃から論理的な思考力を身につけ、コンピュータなどの情報機器に慣れ親しむことができるよう、児童・生徒向けの1人1台学習用端末と校内の高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を推進し、全ての小・中・義務教育学校においてプログラミング教育やICT活用授業を行うなど、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組んでいます。

また、デジタル技術を地方創生に取り入れて、経済成長や若者世代の就職ニーズにあった雇用創出を促すことで、本市の価値や魅力を高め、社会・経済の好循環を生み出すことが必要ですが、この推進に当たっては、地元企業のDXをけん引するデジタル人材の育成や、地域社会と行政のDXを強力に下支えする情報関連事業者の育成が必要不可欠です。

本市は、様々な分野で活躍が期待されるデジタル人材の育成支援に取り組むとともに、都市部等からのオフィス移転への支援や、ソフトウェア産業の創出支援等に取り組んでいますが、今後は取組をさらに充実・強化する必要があります。

一方、市職員は、これまでの福祉や健康、教育、商工業、農林水産業などの各政策分野の知見に加え、AIやICT、データなどデジタル化の知見もあわせて有し、活用することで、政策効果を高めることが必要です。

本市は、これまでICT研修や各種情報システム操作研修、情報セキュリティ研修などにより市職員の人材育成に取り組んできましたが、令和3年度から市政全般のデジタル化に向けた「DX推進研修」を管理職と実務担当者の階層別で実施するなど、市職員に必要となるスキルを検討しながら、人材育成に取り組んでいます。



▲デジタル人材育成のイメージ

2 基本方針

市民や企業、団体、教育機関等と連携し、ICTや情報セキュリティ、データ活用など、デジタル活用についての知識や能力を有し、地域社会と行政のデジタル化を下支えするデジタル人材とICT事業者を育成します。

3 主な取組

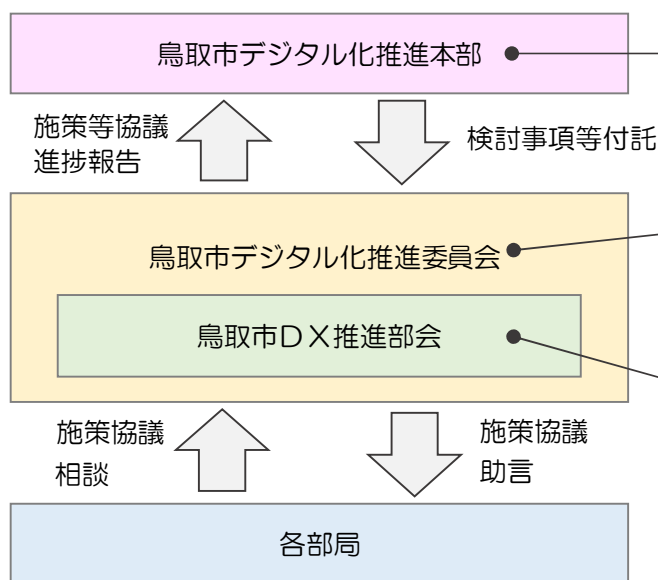
- ・ 情報通信関連企業の誘致・育成（再掲）
- ・ 中小企業DX人材の確保及び育成支援（再掲）
- ・ 企業経営者や従業員のDX啓発の推進（再掲）
- ・ タブレット端末や教育ソフトの活用などで、児童生徒の情報活用能力を育成（再掲）
- ・ 市職員向けのICT研修や情報セキュリティ研修等の実施



▲市のデジタル人材育成研修

1 推進体制

本市のデジタル施策を総合的・効果的に推進するため、庁内に次の推進体制を構築します。



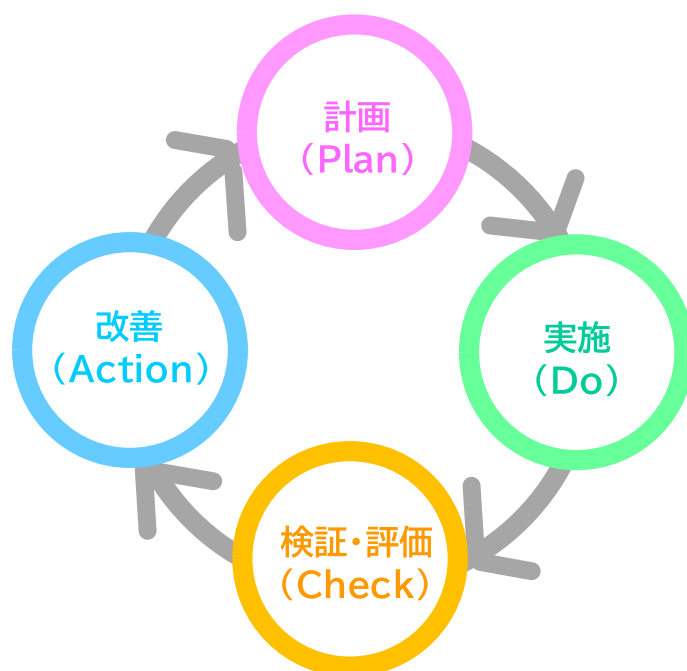
市長を本部長として、部局長で構成し、デジタル化施策に係る方針の策定及び進行管理などの総括を行います。

企画推進部長を委員長とし、鳥取市デジタル化推進本部から付託された事項の協議及び調整などを行います。

鳥取市デジタル化推進委員会の専門部会。経営統轄監を部会長とし、人事・予算・デジタル機器等の関係課長で構成し、デジタル施策の立案・推進に向けた全庁横断的な総合調整及び進行管理を行います。

2 進行管理

本方針の推進に当たっては、実施計画となる「鳥取市DXアクションプラン」を「Plan（計画）－Do（実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）」といった、PDCAサイクルによる進行管理を行い、施策の成果を定期的に検証・評価し、施策の改善を図ります。



付属資料

ページ下段に記載した用語解説を数字順、アルファベット順、50音順で再掲しています。

数字順

3D都市モデル

都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォームのこと。
(⇒P28 掲載)

ICT

情報・通信に関連する技術の総称。
(⇒P8、17、19、23、27、31、32 掲載)

IoT

Internet of Things (モノのインターネット)の略。
(⇒P8、12 掲載)

アルファベット順

AR

Augmented Reality (拡張現実) の略。
(⇒P14 掲載)

AI

Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。
(⇒P1、8、12、19、20、31 掲載)

EBPM

Evidence-based policy making の略で、「証拠に基づく政策立案」などと訳される。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事。
(⇒P27 掲載)

GIGAスクール

Good Agricultural Practice の略称。農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
(⇒P25、31 掲載)

GIS

Geographic Information System (地理情報システム) の略。
(⇒P27、28 掲載)

LGWAN

Local Government Wide Area Network の略。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。
(⇒P21 掲載)

RPA

Robotic Process Automation の略でソフトウェア・ロボットによる業務の自動化。
(⇒P1、8、19、23 掲載)

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。
(⇒P27 掲載)

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
(⇒P13、17 掲載)

Uターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態をいう。
(⇒P25 掲載)

VR

Virtual Reality (仮想現実) の略。
(⇒P14 掲載)

50音順

【ア行】

アプリ

アプリケーション(application)の略で、コンピュータのOS上で動作するソフトウェアのこと。
(⇒P12、14、17、18、30掲載)

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用可能なルールで公開されたデータのこと。
(⇒P27、28掲載)

オンライン会議

パソコンやスマートフォンを利用し、インターネット上で映像や音声を通じて会議を行う仕組み。
(⇒P19、21、25掲載)

【カ行】

カスタマイズ

ユーザーの好みや使い勝手に合わせて、パッケージベンダが提供するシステムやソフトウェアの機能などに有償で手を加えること。
(⇒P23、27掲載)

ガバメントクラウド

政府が共同調達するクラウドサービスの利用環境。
(⇒P23、24掲載)

キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金を使用せずに、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリなどを利用する決済(支払い)。
(⇒P14、15掲載)

公衆無線LAN

無線接続によるインターネット利用環境。
(⇒P1、25掲載)

高速インターネット接続サービス

概ね30Mbpsのインターネット接続サービス。
(⇒P25、26掲載)

個人番号

マイナンバーのこと。
(⇒P21掲載)

【サ行】

三層の対策

平成27年5月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、総務省が地方自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化するため発出した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」(平成27年12月25日付け総行情第77号)による要請で示された、①マイナンバー利用事務系、②LGWAN(Local Government Wide Area Network)接続系、③インターネット接続系に係る庁内ネットワークを分離することで、情報漏洩をさせないための対策のこと。
(⇒P21、22掲載)

市町村官民データ活用推進計画

官民データ活用推進基本法に基づき、市町村の努力義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画。
(⇒P1掲載)

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。
(⇒P13、25掲載)

スマートフォン

アプリケーションを追加することで、いろいろな機能を使うことができる携帯電話。
(⇒P12、13、14、17、25、30掲載)

スマートモビリティ

IoTやAIを活用することによって生まれる新たなモビリティサービス。マルチモーダルサービス、デマンドバス運行サービスなどの移動サービスや、貨客混載、周辺施設連携など他サービスとの融合を図るサービスを総称。
(⇒P25掲載)

【タ行】

タブレット端末

薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面で画面にタッチすることで操作可能なインターフェースを搭載した持ち運び可能なコンピュータのこと。
(⇒P12、14、17、32掲載)

団塊ジュニア世代

一般的に、昭和46～49年(1971～74年)生まれの大きな人口の隆起を指す。
(⇒P19 掲載)

チャット

リアルタイムにメッセージのやり取りができるシステムのこと。
(⇒P19 掲載)

超高速インターネット接続サービス

光ファイバで実現する100Mbps以上のインターネット接続サービス。
(⇒P25、26、30 掲載)

デジタルサイネージ

ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信すること。
(⇒P14 掲載)

デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
(⇒P30 掲載)

デジタルトランスフォーメーション

Digital Transformation。DXはその略語。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
(⇒P1、5 掲載)

電子決裁

紙の書類ではなく、パソコン上の電子文書を用いて起案・決裁を行う仕組み。
(⇒P19、23 掲載)

ドローン

無人航空機のこと。
(⇒P13 掲載)

【ハ行】

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階。
(⇒P13 掲載)

ブロックチェーン

分散型ネットワークを構成する複数のコンピュータに、暗号技術を組み合わせ、取引情報などのデータを同期して記録する手法。
(⇒P13 掲載)

ペーパーレス化

従来紙で取り扱っていた情報や作業を、パソコンやスマートフォンで電子データを使って取り扱うようにすること。
(⇒P19 掲載)

【マ行】

マイナポータル

国が運営する、行政手続きの検索やオンライン申請を行ったり、行政機関からのお知らせ等を受け取ることができるオンラインサービス。
(⇒P24 掲載)

マイナンバー

日本国内に住民票を有する全ての方が一人につき1つ持つ12桁の個人番号のこと。
(⇒P19 掲載)

マイナンバー制度

マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤で、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。
(⇒P1 掲載)

【ラ行】

ローカル5G

地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムのこと。
(⇒P26 掲載)

ローコードツール

プログラミングを行わずにシステム開発を行うことができるツール。
(⇒P23、24 掲載)

【ワ行】

ワンストップサービス

複数の手続きを1カ所で行えるようにしたサービスのこと。
(⇒P15 掲載)

これまでの情報化施策の成果

第1版：鳥取市IT推進行動計画の成果（平成13年度～平成14年度）

第2版：鳥取市IT推進行動計画の成果（平成15年度～平成17年度）

行動目標	目的	具体的施策
市民サービスの向上	ネットワーク構築と基盤整備	総合行政ネットワークへの接続（L GWAN） 住民基本台帳ネットワークへの接続 鳥取情報ハイウェイへの接続 地域イントラネットの構築運用 組織認証基盤構築 庁内LAN・一人一台パソコンの整備 携帯電話不感地区解消
	市民の情報リテラシー向上	IT講習の実施 小・中学校の教育用コンピュータ導入
	市民サービスの向上	行政情報提供システムの開発 生涯学習情報提供システムの開発 電子カルテシステムの導入 防災行政無線統合システムの導入
行政の簡素・効率化及び透明化	行政の簡素・効率化及び透明化	財務会計システムの構築、文書管理システムの構築 庁内グループウェアの導入
まちの活性化	まちの活性化	地元産業のIT対応支援、IT関連産業の誘致 市民の声システムの導入

第3版：鳥取市情報化推進方針の成果（平成18年度～平成21年度）

第4版：鳥取市情報化推進方針の成果（平成22年度～平成26年度）

基本方針	目的	主な施策
市民利便性の向上	情報通信基盤の整備・利活用	CATV網の整備・利活用、コミュニティデータ放送 地上デジタル放送移行支援 公衆無線LAN環境整備
	行政手続きの電子化	電子申請システム、電子申告システム 公共施設予約システムの充実・活用
	教育・研究分野への活用	図書館情報管理システム デジタルアーカイブ
	地域のIT環境整備	地域ITリーダーの育成、ITによる地域活性化 学校による情報教育の充実
行政運営の簡素効率化・透明化	情報提供の促進	ホームページでの情報提供支援システム
	行政運営の高度化・省力化・効率化	障がい者福祉サービス管理システム、地域包括支援センターシステム、学齢

		簿管理システム、基幹システム、内部事務システム
まちの活性化	地域コミュニティ活性化	情報発信と地域コミュニティの充実・強化、コミュニティデータ放送、ICT学習の充実
	情報産業の育成・活用	地元産業のIT対応支援、情報産業の新分野創出 IT関連産業の誘致、情報通信関連産業の支援・育成 インターネットショップ、インターネット放送局

第5版：鳥取市情報化推進方針の成果（平成27年度～令和元年度）

基本方針	目的	主な施策
業務・システムの再構築	住民情報系システムの再構築	新住民情報系システム導入
	社会保障・税番号制度導入	内部事務システム改修、人事給与システム改修、庶務事務システム改修
	庁内業務システムの最適化	保全マネジメントシステム導入、公用車予約システム導入
	業務プロセスの見直し（BPR）	パッケージシステム導入
	統合型地理情報システムの導入	統合型地理情報システム（統合型GIS）の導入
	市庁舎整備に伴う情報化の推進	情報システム等の最適化、ネットワーク構築、議場システム導入、CATV放送設備等の整備、災害対策本部設備導入、入退室管理システム・IP電話の導入、番号発券機導入
	情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティポリシー改訂、内部監査実施、職員研修実施
市民利便性の向上	総合窓口の構築と行政手続きの簡素化	総合窓口の構築運用
	統合型地理情報システムの活用	とっとり市地図情報サービス公開
	電子申請・手続きの充実	行政手続きのオンライン化
	各種証明書のコンビニエンスストア交付	コンビニエンスストア交付開始
	納付機会の拡大	コンビニエンスストア収納税目拡充、ペイジー・クレジット収納
	わかりやすい行政情報の提供	新公式ウェブサイト構築、ユニバーサルメニューの採用
	情報発信の多様化	公衆無線LANアクセスポイント拡大、SNS活用
	行政運営の高度化・省力化・効率化	障がい者福祉サービス管理システム、地域包括支援センターシステム、学齢簿管理システム、基幹システム、

情報通信基盤の整備・利活用		内部事務システム
	地域活動におけるICT活用支援	コミュニティデータ放送の機能拡充
	情報バリアフリー化推進	ウェブアクセシビリティ向上（レベルAA準拠）
	教育・研究分野での活用	校内無線LAN整備、セキュリティ対策強化、学校業務支援システム運用
	ICTを活用した産業の育成・活用	インターネットショップ利用促進、情報通信関連産業の支援
圏域全体の発展と飛躍	中核市に向けた対応	中核市に対応した情報システム構築
まちの活性化	第2期鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョンの推進	CATV番組の相互放送の開始

第6版：鳥取市情報化推進方針の成果（令和2年度～令和3年度）

柱	基本目標	施策分野	主な施策
安心して利便性の高い市民生活	ICTを活用した市民サービスの向上	電子申請等による各種手続きのオンライン化	各種行政手続きの電子申請の推進と拡大、電子マネー等によるキャッシュレス化、電子入札・契約の推進、マイナンバーカードの普及と取得に向けた広報
	市民への安心安全な情報発信	インフラの更新と適正化	CATVケーブル網の安定的維持管理、超高速ブロードバンドの環境整備
		情報発信コンテンツの利用強化	防災情報の配信強化、多様な媒体を利用した情報配信
質の高い行政の実現	業務の効率化と適正化による働きやすい職場づくりとコストの削減	BPRによる効率的業務の推進	テレワークの活用（モバイルワーク）、AI・RPAを活用した定型的業務の自動化、庶務一元化を目指したシステムの検討、電子文書化の推進、電子会議の推進、新本庁舎ICTの利用促進、自治体クラウドの検討、山陰東部圏域でのシステムの共同化
	官民協働に向けた行政情報の提供	データの利活用	オープンデータの推進とEBPMの導入、データ公開及び利活用に向けた職員研修
	スマート自治体に対応できる職員の育成	職員のICTスキルアップとセキュリティ教育の実	情報セキュリティ内部監査の実施、ITリテラシーの取得に向けた職員研修、標準業務ソフトウェアのスキルアップ職員研修

鳥取市デジタルトランスフォーメーション

(DX) 推進方針 (第7版)

令和4年4月改訂

編集 鳥取市企画推進部政策企画課

地方創生・デジタル化推進室

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話 (0857) 30-8014

FAX (0857) 20-3040

E-mail sousei@city.tottori.lg.jp